

議員提出議案第 十一 号

学校事務職員・同栄養職員に対する国庫負担適用の
堅持に関する意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣、衆参
両院議長に意見書を提出する。

平成三年十二月二十五日提出

提出者	三朝町議会議員	政門正
賛成者	三朝町議会議員	御松征夫
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	徳田一彦
賛成者	三朝町議会議員	藤井佳夫

平成三年十二月二十五日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

学校事務職員・同栄養職員に対する国庫負担適用の
堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度から学校事務職員、同栄養職員に対する適用除外の問題は、政府の予算編成にあたり毎年提起される問題である。今日の地方財政のもとで単県費で措置すべき問題ではなく、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、学校事務職員・同栄養職員は学校教育の基幹職員として、さらにその充実が求められている実情である。来年度予算編成においても、国庫負担適用を堅持されるよう強く要望する。以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成三年十二月二十五日

鳥取県三朝町議会